

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案に対する修正案

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中第十条の改正規定の前に次の改正規定を加える。

第八条第十項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「前項の認定（以下この条及び次条第一項において単に「認定」という。）」を「認定」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8 内閣総理大臣は、区域計画に定められた特定事業が、特定の者が特別の利益を得ることとなるものであると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、同項の認定（以下この条及び次条第一項において単に「認定」という。）をしてはならない。

9 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合には、透明性を確保しつつ、前二項の規定により認定を適正かつ厳格に行うようにするため、直ちに区域計画を公表し、広く国民の意見を求めなければならない。

第九条第二項中「第十項」を「第十二項」に改める。

第一条のうち第十条の改正規定中「第十条第三項」を『第十条第二項中「同条第九項」を「同条第十一項」に改め、同条第三項』に改め、同改正規定の次に次の改正規定を加える。

第十一条第一項中「認めるとき」の下に「、又は認定区域計画に定められた特定事業が同条第八項に規定する場合に該当するに至ったと認めるとき」を加え、「同項」を「同条第七項」に改め、同条第三項中「第八条第十項」を「第八条第十二項」に改める。

第一条のうち第三十条の改正規定中「第三十条」を『第三十条第四号中「第八条第八項」を「第八条第十項」に改め、同条』に改め、同改正規定の次に次の改正規定を加える。

第三十三条に次の一項を加える。

5 第一項第四号に掲げる議員は、自己の利害に係る議案については、その議事に加わることができない。

附則第一条の見出しを「（施行期日等）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第一条の規定による改正後の国家戦略特別区域法（以下「新法」という。）第十六条の五、第三十条第六号及び別表の四の五の項の規定並びに附則第五条の規定による改正後の内閣府設置法（平成十一年法律

第八十九号) 第四条第三項第三号の六の規定(新法第十六条の五第三項に規定する指針に係る部分に限る。)は、別に法律で定める日までの間、適用しない。

附則第二条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

政府は、新法第十六条の四第一項に規定する国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業及び新法第十六条の五第一項に規定する国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業において受け入れる外国人の権利利益の擁護の在り方について早急に検討を行い、その結果に基づいて法制上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。この場合において、当該検討を行うに当たっては、我が国において外国人の権利利益の擁護を図るための活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を聴くものとする。

附則第五条中「(平成十一年法律第八十九号)」を削る。